

後期高齢者医療制度
加入者のみなさんへ

◆新たに後期高齢者医療制度
に加入するかたへ

後期高齢者医療保険料は原則年金から天引き（特別徴収）されますが、年度途中で加入することになったかたの保険料は、天引き開始まで時間がかかるため、納付書または口座振替で納付していただくこととなります。口座振替をご希望の場合は、これまで国民健康保険税を口座振替で納付していたかたでも、改めて手続が必要になりますので、ご注意ください。

◆保険料は納期限内に納めましょう

保険料を滞納すると、通常より有効期限が短い保険証（短期被保険者証）が交付される場合があります。

※納付書で納めているかたには、納め忘れがなく、納めに向く手間も省ける口座振替をお勧めします。口座振替への変更は、金融機関または市役所窓口（税務部納税支援課、浪岡振興部納税支援課、各支所等）で

※災害により住宅等に著しく損害を受けた場合や、特別な事情により世帯主等の収入が著しく減少した場合は、保険料の減免が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

随時受付しています。

■ 国保医療年金課

☎017-734-5340

浪岡振興部健康福祉課

☎0172-62-1153

青森県後期高齢者医療広域

連合 ☎017-721-3821

■ 広告入り窓口用封筒の
無償提供者を募集

市の窓口で、来庁者が各種証明書等を持ち帰るために使用する、広告入り窓口用封筒の無償提供者を募集します。応募方法・封筒の規格など詳細は、市ホームページをご覧ください。

■ 募集期間

11月15日（火）～30日（水）

■ 問い合わせ

☎017-734-5606

11月30日（いいみらい）は
「年金の日」

年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」はパソコンやスマートフォンからいつでも自身の年金記録を確認できるほか、年金見込額の試算もできます。

また、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルにログインし、「年金記録・見込額を見る（ねんきんネット）」ボタンをクリックすることで、簡単に「ねんきんネット」にログインできます。ぜひご利用ください。



▲日本年金機構ホームページ
(ねんきんネット)



▲マイナポータル

☎0570-058-555



東部営業所 ☎017-726-5443
西部営業所 ☎017-788-2326
交通部管理課 ☎017-726-5453

12月5日（月）から
冬タイヤに変わります

昨年度に引き続き、冬期間の利用客の増加や降雪等による交通環境の変化に対応するため、冬タイヤで運行します。

【主な改正内容】

- ①冬期間におけるバス利用の増加に対応するため増便
- ②冬期間におけるバス運行の定時性を図るため、積雪等を考慮した運行時間に変更

新しいダイヤは次のとおりお知らせします

・ご利用されるバス停などの時刻表は、11月22日（火）から、東部・西部各営業所、青森駅前発売所、NTT青森支店前発売所のほか、市役所本庁舎、駅前庁舎、各市民センター等に設置します。

※ポケット時刻表は、11月28日（月）から、東部・西部各営業所、乗車券各発売所で配布します。数に限りがあります。

時間が変わりますので、お間違いないようご注意ください！各バス停の通過予定時刻の詳細は、11月15日（火）9:00から、こちらでも確認できます。



◀Web時刻表
検索ページ



▶ポケット
時刻表

青森市男女共同参画推進表彰

閩人権男女共同参画課 (☎017-734-2296)

10月8日、青森市男女共同参画推進表彰式が行われました。受賞おめでとうございます。

受賞者

〈個人及び団体の部〉

パープルリボンまゆら

平成26年4月に設立。ジェンダー平等のもと、DVのない社会を目指し、「DV被害者支援としてのDV加害者プログラムの実施」、「DV被害者支援プログラムおよび相談の実施」、「デートDV防止教育およびDV理解講座の実施」の3つの柱を中心として、青森市と仙台市を拠点にDV被害者支援活動を行っている。

〈事業者の部〉

大泉開発株式会社

昭和35年1月に創業。従業員40人のうち7人が女性。(7月29日時点)

パワハラ・セクハラの防止に関する規定の整備や研修、社員の健康支援など、男女がともに働きやすい環境づくりに取り組んでいるほか、資格取得支援制度の活用による女性社員の国家資格取得(1級土木施工管理技士)、育児目的休暇の新設や子の看護・介護休暇を有給に改善するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を行っている。



▲右から「パープルリボンまゆら」の共同代表 田中昌子さん、松山佳子さん、小野寺市長、「大泉開発(株)」執行役員(総務部長) 安田美那子さん

青森市生活困窮者支援臨時給付金(一世帯1万円)

◆支給対象世帯：令和4年10月1日以降も継続して市内に住所を有し、令和4年度市・県民税非課税世帯で、生活保護を受給していない次のいずれかに該当する世帯

- ① 満65歳以上のかたのみの世帯
- ② 身体障害者手帳、愛護手帳(療育手帳)または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがいる世帯または要介護認定者がいる世帯
- ③ 満18歳以下の児童を父母の一方または児童の親族が養育している世帯で児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費受給資格者がいる世帯

※令和4年10月1日から継続して1か月を超えて福祉施設等に入所または病院等に入院しているかたのみの世帯は対象外です。

※令和3年中の収入が未申告のかたについて、次の場合は支給対象となる場合があります。▼非課税となる収入額のかた/非課税の収入(障害年金、遺族年金など)

のみのかた

◆支給額：一世帯当たり1万円

◆申請書の交付・申請方法

原則、郵送により申請

※窓口でも申請可能

◆市から郵送された申請書を郵送で申請する場合

① 申請者名義の預貯金通帳等の写し(名義・口座番号が確認できるもの)
※あらかじめ記載されている口座で受け取り希望の場合
は不要

◆窓口申請に必要なもの
① 申請者の身分が確認できるものの写し(運転免許証、マイナンバーカード等)

② 申請者名義の預貯金通帳等の写し(名義・口座番号が確認できるもの)

◆窓口開設期間・時間
12月16日(金)まで(土・日、祝日除く)午前8時半～午後6時

◆窓口開設場所
駅前庁舎3階 会議室
浪岡庁舎1階 健康福祉課
閩福祉政策課

☎017-718-1112(4)
浪岡振興部健康福祉課
☎0172-62-1174

下水道未整備地域等の合併処理浄化槽設置を補助

単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換設置を行う場合、その費用の一部を補助します。

◆対象区域

下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域
※事前に対象区域かどうかお問合せください。

補助限度額

- ・5人槽：35万2千円
(指定区域42万円)
- ・6～7人槽：44万1千円
(指定区域52万5千円)
- ・8～10人槽：58万8千円
(指定区域70万円)

指定区域：北部地区(西田沢字沖津より以北)、野内地区の一部、滝沢地区、築木館地区、上野地区、大柳辺地区、岡町地区、戸門地区、鶴ヶ坂地区、王余魚沢地区、細野地区、下十川地区
※着工前に申請が必要です。
※補助基数には限りがあります。
閩廃棄物対策課
☎017-718-1116(2)